

許可することができる理由		許可期間	申請書の添付書類
家庭環境による理由	保護者が共働き等のため、帰宅後の監督者が不在であり、祖父母宅、勤務先託児所等の預かり先のある通学区域の学校に就学を希望するとき（小学生に限る。）	学年末まで （更新手続き可）	・保護者の就労証明書又は監督できないことが確認できる書類 ・児童預かり承諾書
	保護者が共働き等のため、帰宅後の監督者が不在であるが、通学区域の学校に学童保育所がないため、学童保育所のある通学区域の学校に就学を希望するとき（自宅からの距離が近い学校又は送迎の利便等合理的理由がある学校とする。小学生に限る。）	学年末まで （更新手続き可）	・保護者の就労証明書又は監督できないことが確認できる書類 ・学童保育所入所予定証明書
	保護者が自ら業を営む店舗等が生活拠点であり、当該店舗等のある通学区域の学校に就学を希望するとき（小学生に限る。）	学年末まで （更新手続き可）	・保護者の自営証明書
家庭環境による理由	保護者の離婚、死亡、入院等、本人の精神面に多大な負担を与える事情があり、配慮を要するとき	学年末まで （更新手続き可）	・校長の意見書
	家庭の事情により住民登録ができない場合で、実際居住している区域の学校に就学するとき	学年末まで （更新手続き可）	特になし
身体的理由	肢体不自由・病弱等の理由で、通院又は通学に便利な学校へ就学する必要があるとき	学年末まで （更新手続き可）	・医師の診断書 （更新手続きの際は校長の意見書でも可とする。）
住居に関する	学期途中で転出又は転居した場合で、転出又は転居前の学校への就学を希望するとき	学年末まで	特になし

	短期間の転出又は転居後、再度の転出又は転居を行うことが確定している場合で、再転入又は再転居後の学校への就学を希望するとき	1 年を限度として再転入又は再転居の日まで	・ 建築確認申請書の写し又は賃貸借、売買等契約書の写し
	転出又は転居することが確定しているため、転出又は転居後の学校への就学を希望するとき	年度末を限度として転出又は転居の日まで	・ 建築確認申請書の写し又は賃貸借、売買等契約書の写し
地理的理由	住居から通学区域の学校まで徒歩で安全に通学できる経路の最短距離が、小学校にあつては 4 km、中学校にあつては 6 km を超えており、これよりも近い学校への就学を希望するとき（ただし、スクールバス設定区域は除く。）	卒業まで	・ 自宅から学校までの経路図
教育的配慮による理由	通学区域の学校に特別支援学級がないため、対象となる学級を設置する学校へ就学する必要があるとき（自宅からの距離が近い学校又は送迎の利便等合理的理由がある学校とする。）	学年末まで （更新手続き可）	特になし
	いじめ、不登校等、生活指導上特に問題があるため、配慮を要するとき	学年末まで （更新手続き可）	・ 校長の意見書
部活動による理由	転居後の学校に転居前の学校で取り組んでいた部活動がないが、継続して当該部活動に取り組みたいため、転居前の学校への就学を希望するとき	学年末まで （更新手続き可）	・ 校長の意見書
その他	区域外就学又は校区外就学の許可を受けた兄弟と同じ学校への就学を希望するとき	兄弟の許可期間まで	特になし